



小沢事件

美和 勇夫

小沢氏を政治資金規

正法の「収支虚偽記載」で起訴するためには、収支報告書にウソの記載をするように同氏が指示するか、承知していたことを立証しなければならぬ。

疑わしいというだけで共同正犯（共犯者）として起訴しても、裁判所は証明（証拠）不十分として無罪にせざるを得ない。

一般に疑わしいというだけでは裁判所の「逮捕状」までは取れるけれども、「有罪判決」は出ない。

東京地検は「三人の秘書を逮捕して攻めれば小沢氏関与の供述がとれる」と見込んでいたけれども、三名の口はかたかった。

秘書にはヤメ検の木下弁護士はじめ、なんとあの麻原事件・光市母子殺害事件の安田弁護士らがついており、被疑者段階は三名まで許可された弁護士が、連日入れ代わり立ち代わり面会して「気合い」が投入され続けていたから、なんとか「親分関与」の供述がとれると考えた東京地検はみ

とおしが甘かった。

政治資金規正法が会計責任者の監督（政治家）責任が問えるしくみになっていないのだから、親分は「私は知りません。秘書任せ」で通つてしまふ。

四億円すべてが、ゼネコン資金の供述がとられれば小沢逮捕。うち水谷建設五千万だけでも認めさせれば、在宅のまま起訴という目論見は消えた。

しかし不起訴処分といつても「嫌疑なし」という白ではなく、「嫌疑不十分」というものであるから、「なんでそんな大金があるのか？」と、政治家として国民に対する道義責任が問われるのは当然である。

◇ ◇
ここで対比して思い出すのは、山口組組長・司忍の事件である。

組長が幹部会に出席するため、大阪駅前ホテルを出発しようとした時、同行していた組員が警察官の職務質問を受け、拳銃を所持していたことが分かった。

組長は「若いもんが何を持っていたのか知らない」として、大阪地裁では銃砲不法所持（共同所持・共犯）につき無罪となったが、大阪高裁は「そんなはずはない」として一転、懲役六年の有罪判決を言い渡した。

もちろん組員は「自分のかいしよで拳銃を

持っていたのであつて親分は知りません」と述べていた。

小沢氏も組長でも、秘書や子分の内情を知っていたのかどうかは分からない。

分からないままに組長の「拳銃不法所持」は、子分と組長の共同所持（共犯）が成立するとして起訴された。

◇ ◇
ことは、四億円という巨額の金が動き、それがいかかわしい金かどうかが国民という裁判員には争点であるが、そこには「立証」という壁が立ちあがっている。

日本検察の頂点「検事総長」の座は、検察エリート官僚組織において三代先まで内部で決められているといわれる。その官僚組織にメスを入れ、検事総長任命につき国会の同意を必要とする小沢幹事長に、そうはさせじと検察が自己保身の意地を見せたという論もある。

大阪高等検察庁の現職検事が、検察庁の不正五億円裏金作りを告発し、マスコミを通じて発表しようとした矢先に、ささいな事件で逮捕されてしまった悪しき前例がある。

検察が金丸事件のようにならぬように「一発逆転余罪立件」をねらっていることは間違いないが、果たしてそのエネルギーは持続できるであろうか。